

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) への対応 (2020年4月14日)

A.I.Tax and Legal Advisors Co., Ltd.

- 夜間外出禁止以外に**現在22の県と市で24時間、地域外との出入りが原則禁止**されています。3ページに掲げますが、前回のご案内からも増えている一方、パタヤ特別市が現在、一時中断しています（4/16再開予定）。
- 本日、日本大使館からもご案内のように民間航空局(CAAT)による旅客機着陸規制が4/18 23:59に終了し、4/19から民間旅客機による着陸が再開されますが、タイの就労許可証、スマートビザを所持されている方も出発国（日本等）のタイ大使館で証明書を入手することが義務付けられたようです。詳細は4ページをご覧ください。
- 税務申告書の提出・納付期限が延長されています。詳細は5-9ページをご覧ください。また、BOIの法人所得税減免恩典を受けている法人が提出する減免税恩典利用申請書の提出期限も延長になりました(7ページ参照)。なお、留意すべき点としては、①売上高が2億バーツ以上、かつ②関係会社を有する会社について、2019年12月期以降の法人税申告にあたって「関連者間取引に関する情報を記載した書類」(Disclosure Form)を年次法人税申告書(PND50)の附表として作成しPND50に併せて提出しなければなりません、その提出期限も延長になりました。したがって、Disclosure Formの作成に十分な時間をかけるためにもPND50の提出は8月末まで待つことをお勧めいたします。

県・市名	ロックダウン期間	県名	ロックダウン期間
<北部Northern> タークTak	2-16 April	<南部Southern> パッタニーPattani	28 March onwards
ナンNan	5-30 April	ヤラーYala	29 March onwards
チェンラーイChiang Rai	9-30 April	ナラティワートNarathiwat	29 March onwards
プレーPhrae	10-17 April	プーケットPhuket	30 March -30 April (Airport closed 10-30 April)
ルーイ Loei	7-30 April	サトゥンSatun	3-30 April
<東北部Northeastern> ブンカン Buengkan	7-30 April	パンガー Pannga	4 April onwards
ムクダハン Mukdahan	11-30 April	グラビー Krabi	4-30 April
ナコンパノム Nakorn Phanom	13 April onwards	ソクラーSongkla	6-30 April
ロイエット Roi-Et	10-17 April	パッタ룬Phatthalung	6-16 April
<東部Eastern> トラートTrat	4 April onwards	ラノーランRanong	8 April onwards
パタヤ特別市Pattaya	16 April onwards* postponed	トラン Trang	10-30 April

- 民間航空庁(CAAT)が4/6に公布した告知により、緊急事態令9条に基づく決定事項(第一号)第三項(5)で定める「タイ国籍を有していないが労働許可証を有する者、もしくはタイ当局からタイ国内で働くことを認められた者」について、**就労許可証(ワークパーミット)及びSmart Visa取得者に限定**されました。したがって、4/19以降は該当者のみ入国可能です(出国は自由)。

タイ語 <https://www.caat.or.th/wp-content/uploads/2020/04/ประกาศ-กพท.-เรื่อง-มาตรการเฝ้าระวังป้องกันโรค-COVID-19-สำหรับผู้ดำเนินการเดินอากาศ-1.pdf>

英語 <https://www.caat.or.th/wp-content/uploads/2020/04/CAAT-Notification-on-Guideline-for-the-Prevention-of-COVID-19-for-Air-Operators--06-APR-2020.pdf>

- 4/14付在タイ王国日本大使館の通知によると、タイ外務省より4/12付口上書をもって、出発国のタイ王国大使館ないし総領事館が発出するタイ王国入国許可書(Certificate of Entry into the Kingdom of Thailand)の入手が必要になりました。その手続については判明次第、ご案内いたします。

英語 <https://www.th.emb-japan.go.jp/files/100044046.pdf>

- また、日本大使館によると、上記入国許可書の提出は、これまで求められていた①渡航前72時間以内に発行された飛行可能健康証明書(Fit to Fly Health Certificate)及び②出入国カードの提出に加えてのものとなります。なお、タイ入国後は**政府の指定する施設において自己負担**で14日間の隔離措置を受ける必要があるそうです。報道によりますと、バンコク都内のホテルは、**ラマ9世路のPatraホテル、プラウエートのElegant Airportホテル**等が割り当てられています。

個人所得税



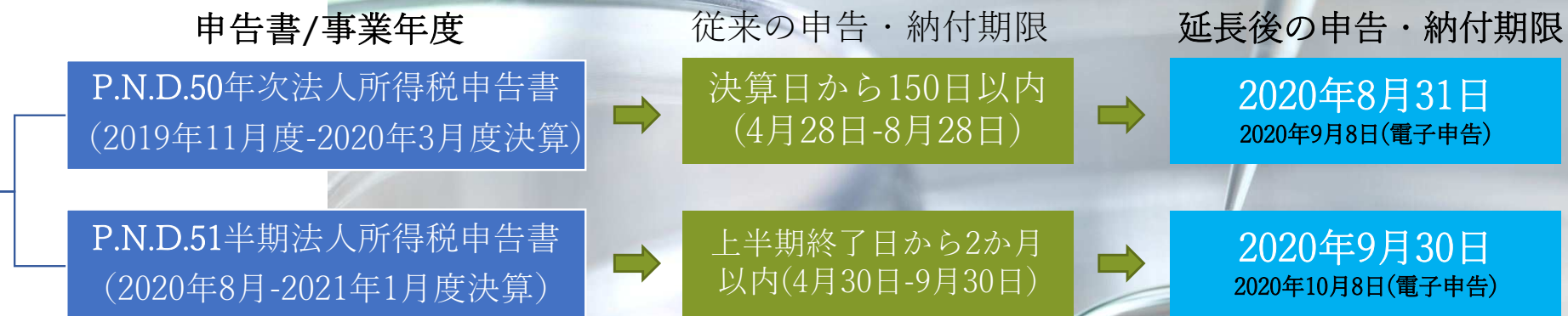
個人所得税申告・納付期限 の延長



***財務省告知：2019年度所得税の税務申告及び納税期間の延長(No. 2)



法人所得税申告・納付期限 の延長



- 注記. 1. 非上場会社のみ
2. 移転価額税制開示フォーム (Disclosure Form) の提出期限はP.N.D.50年次法人所得税申告書の申告期限と同様に延長
3. BOI法人所得税減免税恩典を利用する場合の申請書は、2020年7月31日またはP.N.D.50申告書提出の30日以上前にBOIへ提出と上記に合わせて延期

***財務省告知：2019年度の法人税の申告及び納税期間の延長 (No. 2)

投資委員会 (BOI) 事務局告知第Por. 3/2563号

源泉徴収税



源泉徴収税申告・納付期限 の延長

財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1,2）

申告書/月度	従来の申告・納付期限	延長後の申告・納付期限
P.N.D.1月次給与源泉徴収税申告書 (2020年3/4月)	2020年4月7日/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共
P.N.D.2月次源泉徴収税申告書 (ロイヤリティ、利息、配当等) (2020年3/4月)	2020年4月7/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共
P.N.D.3月次源泉徴収税申告書 (個人向けサービス・賃借料等) (2020年3/4月)	2020年4月7/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共
P.N.D.53月次源泉徴収税申告書 (法人向けサービス・賃借料等) (2020年3/4月)	2020年4月7/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共
P.N.D.54海外送金の源泉徴収税申告書 (2020年3/4月)	2020年4月7/15日 2020年5月7/15日	2020年5月15日 紙ベース・電子申告共

付加価値税申告・納付期限の延長

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、納付期限の延長（No1, 2）

付加価値税

P.P.30付加価値税
月次申告書
(2020年3/4月)

・申告書/申告月

2020年4月15/23日
2020年5月15/23日

・従来の申告・納付期限

2020年5月23日
紙ベース・電子申告共

・延長後の申告・納付期限

P.P.36海外送金の
付加価値税申告書
(2020年3/4月)

・申告書/月度

2020年4月7/15日
2020年5月7/15日

・従来の申告・納付期限

2020年5月15日
紙ベース・電子申告共

・延長後の申告・納付期限

特定事業税・印紙税申告・納付期限の延長

特定事業税

P.T.40特定事業税
月次申告書
(2020年3/4月)

• 申告書/申告
月

2020年4月15/23日
2020年5月15/23日

• 従来の申
告・納付
期限

2020年5月23日
紙ベース・電子申告

• 延長後の申
告・納付期
限

印紙税

2020年4月1日- 5月
15日の間に納付す
べき印紙税

• 従来の申告・納
付期限

2020年5月15日

• 延長後の申告・
納付期限

***財務省告知：源泉徴収税、法人税、付加
価値税、特定事業税、印紙税の税務申告、
納付期限の延長 (No1,2)